

計画の位置付け

- 「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とする。
 - 新しい「仙台市基本計画」を上位計画とし、仙台市の分野別の諸計画と整合性が図られた計画とする。
 - 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」の項目を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める基本計画（「仙台市DV防止基本計画」）を包含するものとする。
- ※別冊で作成

計画の基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 制度又は慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

計画の基本目標

- 基本目標1 政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進
- 基本目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進
- 基本目標3 子育て・介護等と仕事との両立の支援
- 基本目標4 労働の分野における男女共同参画の推進
- 基本目標5 女性に対する暴力の根絶と被害者支援
- 基本目標6 地域における男女共同参画の推進

優先的・重点的課題

- 1 政策の形成及び意思決定の場における女性の参画の促進
- 2 男女共同参画の視点による地域における活動の推進
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 4 DVの防止と被害者支援

計画の推進体制

推進状況の適切な把握と評価(数値目標・指標、外部評価) ▶ 計画の効果的な推進

